

個人情報に関する基本方針



基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

個人情報の取り扱い



当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

個人情報の利用目的

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします。

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う薬剤師・医療事務等の教育・研修
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会・学術誌等への発表・報告（学会、研究会、学術誌等で発表、報告する場合、個人を特定できないように匿名化いたします。匿名化が困難な場合は、ご本人の同意をいただきます。）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

業務委託について

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い、契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

情報開示について

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

みのり薬局

地域に貢献する薬局になるために



平日は1日8時間以上、土・日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ週45時間以上開局しています。



1,200品目以上の医薬品を備蓄しています。



単独または近隣の薬局と連携し、24時間調剤及び在宅業務に対応しています。地方公共団体等に周知を行っています。



在宅業務の体制を整備しています。在宅の業務実績があります（年1回以上）。在宅支援に係る診療所や病院、訪問看護ステーションとの連携をとれるようにしています。



プライバシーに配慮した構造です。



麻薬小売業者の免許を受けています。



健康相談または健康教室を行っています。
一般用医薬品を販売し、必要に応じて医療機関への受診を勧奨しています。



調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



インターネットを通じた情報収集と周知（PMDAメディナビなど）を行っています。



かかりつけ薬剤師指導料に係る届出を行っています。
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。（薬局勤務5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍）



健康被害や薬の効果が得られないことを防止した事例（プレアボイド）の把握・収集と副作用報告に係る手順書を作成し、報告する体制を整えています。



処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が50%以上あります。

みのり薬局

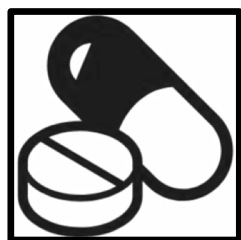
＼ 保険外の費用について ／

当薬局では療養給付と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。



薬剤の容器代

軟膏容器 50g:50円
100g:60円



患者の希望による一包化

1週間分ごと
340円

地域の皆さまの健康のために

当薬局では地域の皆さまの健康を守るために、いろいろなイベントを行っています。お気軽にご相談ください。

おくすり相談



スキンケア
相談



健康食品
相談



栄養相談



禁煙相談



みのり薬局

指定居宅療養管理指導事業者 指定介護予防居宅療養管理指導事業者 運営規程

（事業の目的）

第1条

みのり薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、みのり薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

- ・ 保険薬局であること。
- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
- ・ 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
- ・ 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
- ・ 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第3条

1. 従業者について

- ・ 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・ 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2. 管理者について

- ・ 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、みのり薬局の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
2. 通常、月曜日から金曜日の午前9:00～午後17:00、土曜日の午前9:00～午後17:00とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

通常の実施地域は、市川市の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。
 - ・片道10km以上 500円

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. みのり薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。

5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、みのり薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和7年5月1日より施行する。

介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下のとおりです。

1. 提供するサービスの種類 居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

月～土 9:00～17:00 祝日 10:00～17:00 定休日：日曜日

※なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2～9人 単一建物居住者が10人以上 情報通信機器を用いる場合

1割負担の方 518円/回 379円/回 342円/回 46円/回

2割負担の方 1,036円/回 758円/回 684円/回 92円/回

3割負担の方 1,554円/回 1,137円/回 1,026円/回 138円/回

※麻薬の薬剤管理の必要な方は、上記に1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

※別に規定される地域等に所在する事業所がサービスを実施した場合、上記に100分の10又は15が加算されます。

※別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

4. 苦情相談窓口 千葉県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

お電話による相談

電話番号 043-254-7428（苦情相談専用）

受付時間 午前9時から正午、午後1時から午後5時

（土・日・祝日・年末年始は除く。）

千葉県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者

薬局名：みのり薬局市川店

番号：第1242741767

住所：千葉縣市川市平田1-17-22

電話：047-323-2230